

内容をご確認いただき、必要な手続きをお願いいたします

令和6年11月分(令和7年1月支給)から 児童扶養手当が変わります

◎所得制限限度額の引き上げ

◆ 全部支給および一部支給に係る所得制限限度額が下表のとおり改正されます。

【令和5年中の所得額及び税法上の扶養数】

税法上の 扶養数	改正前		改正後		配偶者・扶養義務者・孤児等の 養育者
	受給者		受給者		
	全部支給	一部支給	全部支給	一部支給	
0人	490,000円	1,920,000円	690,000円	2,080,000円	2,360,000円
1人	870,000円	2,300,000円	1,070,000円	2,460,000円	2,740,000円
2人	1,250,000円	2,680,000円	1,450,000円	2,840,000円	3,120,000円
3人	1,630,000円	3,060,000円	1,830,000円	3,220,000円	3,500,000円

以後1人増すごとに 380,000円加算

- ・ 公的年金を受給されている場合は、手当の支給制限があります。
- ・ 受給者が父又は母の場合は、受給者の所得額に養育費の8割が加算されます。
- ・ 受給者が養育者の場合には養育費の加算はありません。

◆ 手続きが必要な方

①これまで所得が限度額を超えていたために、児童扶養手当の申請をしていない方

⇒令和6年10月末までに新規申請をすることにより、令和6年11月分以降の手当の支給を受けられる場合があります。支給要件や申請に必要な書類は状況により異なりますので、詳細は裏面の「お問合せ先」までご連絡ください。

②すでに児童扶養手当の認定を受けている方（支給停止の方も含む）

⇒現況届をご提出いただくことにより、制度改正後の基準で手当額を決定します。まだ提出されていない方は至急ご提出ください。

◎第3子以降の児童に係る加算額の引き上げ

第3子以降の児童に係る加算額を第2子の加算額と同額に引き上げ、第2子以降の加算額は一律5,380円～10,750円となります。児童扶養手当の手当額は下表のとおりです。

		令和6年10月分まで	令和6年11月分以降
本体額	全部支給	45,500円	45,500円
	一部支給	45,490円～10,740円	45,490円～10,740円
第2子加算額	全部支給	10,750円	10,750円
	一部支給	10,740円～5,380円	10,740円～5,380円
第3子以降加算額	全部支給	6,450円	第2子加算額と同じ
	一部支給	6,440円～3,230円	第2子加算額と同じ

◎ひとり親家庭等医療費助成制度の所得制限限度額の改正（令和7年1月から）

【令和5年中の所得額及び税法上の扶養数】

税法上の 扶養数	改正前	改正後	配偶者・扶養義務者・ 孤児等の養育者
	受給者	受給者	
0人	1,920,000円	2,080,000円	2,360,000円
1人	2,300,000円	2,460,000円	2,740,000円
2人	2,680,000円	2,840,000円	3,120,000円
3人	3,060,000円	3,220,000円	3,500,000円
以後1人増すごとに 380,000円加算			

- 受給者が父又は母の場合は、受給者の所得額に養育費の8割が加算されます。
- 受給者が養育者の場合には養育費の加算はありません。

◆手続きが必要な方

これまで所得が限度額を超えていたために、ひとり親家庭等医療費助成の対象外で、令和5年中の所得が限度額内になる方（生活保護受給者、健康保険未加入者等を除く）

⇒令和7年1月から医療費助成の対象になる場合があります。以下までお問い合わせのうえ、令和6年12月27日（金）までに申請してください。

なお、令和7年1月6日（月）以降に申請された場合は、申請日より医療費助成の対象となります。

《お問合せ先》

お住まいを担当する 各地域の総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課

世田谷	〒154-8504	世田谷 4-22-33	TEL 5432-2311	FAX 5432-3034
北 沢	〒155-8666	北 沢 2-8-18	TEL 6804-7526	FAX 6804-9044
玉 川	〒158-8503	等々力 3-4-1	TEL 3702-1792	FAX 3702-1336
砧	〒157-8501	成 城 6-2-1	TEL 3482-1344	FAX 6277-9721
烏 山	〒157-8555	南烏山 6-22-14	TEL 3326-9864	FAX 3308-3036